

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	No.2	2年10月2日	並木 正年 議員

## 【質問事項】

1 県庁の働き方改革と職員の増員について

## 【質問要旨】

- ・ 本県職員の精神疾患による休職の状況について伺う。
- ・ 精神疾患による休職からの復職に向けた支援について伺う。
- ・ 人員の確保は先手を打つことが重要だったところであるが、感染症対策課の設置が7月6日付けと遅れた理由について、見解を伺う。
- ・ 感染症対策課の設置により、どのような対策が強化できているのか、見解を伺う。
- ・ 感染防止対策のみならず、テレワークや時差通勤などで「仕事と生活の両立支援」をさらに推進していくべきと考えるが、実施状況及び今後の取組の推進について伺う。
- ・ 特定の部署や個人に大きな負担となっている現状をどう改善していくのか、年度途中だが保健所などの負担軽減のために、さらに職員の採用を図るべきと考えるが、見解を伺う。
- ・ 時間外勤務の縮減に向けた働き方改革をどのように進め、実効性ある取組を行うのか、増員の必要性の認識と合わせ考えを伺う。

## 【答弁要旨】

なみきまさとし

並木正年議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

まず、「県庁の働き方改革と職員の増員について」のお尋ねのうち、本県職員の精神疾患による休職の状況についてでございます。

令和元年度の精神疾患による休職者は82人であり、平成30年度と比べ残念ながら10人増加をいたしました。

休職に至った原因は、仕事や家庭など複数の要因が関係していることが多く、仕事面では、職場内の人間関係や業務量の増加、異動による業務内容や職場環境の変化などが多くなっています。

また、休職者の内訳は、主事や主任である一般職員が8割弱であり、30代までの職員で約半数となるなど、いわゆる若手職員が多くなっています。

将来の県庁を支える若手職員に精神疾患が多いということは、非常に憂慮すべきことでありますので、状況に合わせたきめ細やかな対策を進めているところであります。

次に、復職に向けた支援についてでございます。

本県では、精神疾患による休職者については、所属だけに任せることなく、必要な場合には精神科産業医を中心としたメンタルケアチームにより対応しています。

また、業務への不適應による精神疾患を発症した職員については、経験のある分野でリハビリ勤務を行い、復職と同時に配置換えを行うなどの対応を実施しました。

これらの取組により、令和元年度は28人の復職を実現をいたしました。

なお、精神疾患による休職から復職する場合、必ず精神科嘱託医に判断を求めることとしており、復職による健康状況の悪化を防いでおります。

修正済

人事課、職員健康支援課、保健医療政策課、改革推進課

この一年間、職員には豚熱<sup>ぶたねつ</sup>、台風、新型コロナウイルス感染症への対応など大変な苦勞の中、頑張っていたいただいています。

職員が心身ともに健康な状態で勤務できるような環境を整えることは、任命権者である私に課せられた重要な責務と考えております。

また、職員が心身ともに健康で能力をいかんなく発揮することは、県民サービスの向上にもつながります。

今後も、精神疾患の発生予防と早期復職に向けた取組を充実させてまいります。

次に、感染症対策課の設置が7月6日付けとなった理由についてでございます。

新型コロナウイルス感染症は未知の感染症であり、その感染速度、感染規模や予防策など、いまだ不明なところが多くありますが、特に3月から5月頃の感染拡大期においては、対応や職務分担について手探りの中でも感染症対策に万全を期すべく、全庁からの応援体制で対応いたしました。

6月に入り、徐々に蓄えられた知見を踏まえ、新規の感染者が落ち着いた中で、再拡大への備えを進めるため、業務の執行体制を見直しました。

その中で、この非常事態が長期化するおそれを否定できないこと、クラスター対策などを推進する必要があることから、感染症対策に関する専任の担当課として、感染症対策課を設置したものです。

設置の時期については、未知の新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じた体制を整える中で、感染症対策への知見が蓄積され、専任の組織が必要となったタイミングで適切に設置をしたものと考えております。

修正済 人事課、職員健康支援課、保健医療政策課、改革推進課

次に、感染症対策課の設置により、どのような対策が強化できているのかについてでございます。

感染症対策課の新設により、大きく二つの対策を強化することができました。

第一に、宿泊療養施設の確保及び運営です。

感染症対策課を設置するまでの間、宿泊療養施設の確保及び運営は他の所属の応援職員が中心となって進めてきたところです。

一方、軽症者及び無症状者は宿泊療養施設での療養を原則とする中で、長期間、複数の施設を運営する必要があることが判明をいたしました。

そこで、感染症対策課が専任組織として継続的に宿泊療養施設の確保や運営に当たる体制を整えました。

同一の職員が継続的に業務に当たることで、知識や経験の蓄積を生かした効率的な運営を行うことができました。

第二に、クラスター対策です。

感染症対策課はクラスター対策チーム（<sup>コブマット</sup>COVMA T）業務を所掌しております。

医療機関や介護施設などで1人でも陽性者が発生した場合には、医師、看護師、保健師及び事務職員によるチームを派遣し、クラスターの発生を未然に防ぎます。

修正済

人事課、職員健康支援課、保健医療政策課、改革推進課

これまでクラスター対策は各保健所が行っていましたが、<sup>コブマット</sup>COVMA Tの発足により、保健所の負担を大きく軽減することができました。

なお、<sup>コブマット</sup>COVMA Tは10月1日までに16回出動しております。

今後も専任組織としての特性を生かし、新型コロナウイルス感染症対策を推進してまいります。

次に、テレワークや時差通勤などによる「仕事と生活の両立支援」の推進についてでございます。

まず、実施状況でございますが、新型コロナウイルス感染症防止対策が必要となった今年2月以降、約6割の職員が、1回以上テレワークを経験しております。

緊急事態宣言下においては平日1日当たり平均約900人、緊急事態宣言が解除された後は、1日当たり平均約200人の職員がテレワークを利用しています。

また、時差通勤につきましては、同じく約4割の職員が経験をし、緊急事態宣言下においては平日1日当たり平均約1,500人、緊急事態宣言が解除された後は、1日当たり平均約900人の職員が行っております。

次に、今後の取組の推進についてです。

テレワーク・時差通勤を行った職員へのアンケート調査におきましては、多くの職員から、「通勤時間が削減できる」「通勤に伴う疲労感がない」などの声が寄せられました。

テレワークや時差通勤など多様な働き方の普及は、子育て世帯や遠距離通勤などの職員が「仕事と生活の両立」を図る上で非常に有効な手段だと考えます。

また、私が進める女性活躍の推進にもつながるのではないかと思います。

一方、テレワークの普及に当たっては、ICT機器などの環境整備やペーパーレス化の推進などの働き方の見直しが不可欠であります。

ハード・ソフト両面での対策を進め、「仕事と生活の両立」を図りやすい職場環境づくりに取り組み、働き方改革を進めてまいります。

次に、職員の負担軽減についてでございます。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大期であった4月には、未知の感染症への対応の全体像が見えない中で、一部の職員に業務が偏り、月200時間を超える時間外勤務を行った者がおりました。

この状況を改善すべく、特に時間外勤務が過大となっている保健医療部では、業務の見直しや応援体制の拡充を行いました。

保健所においては、保健師の負担軽減のため、専門性を要しない業務について事務職への業務配分を行いました。

さらに、陽性者への健康観察を行うため、民間派遣看護師を増員し、現在42名が業務に当たっております。

また、検体の搬送や患者の移送を民間に委託し職員の負担軽減を図りました。

修正済

人事課、職員健康支援課、保健医療政策課、改革推進課

これらの対策により、7月以降の再拡大期におきましては、保健所全体の時間外勤務数の平均値を4月から約2割削減をすることができました。

いまだに負担が大きい状況を完全に解消できたとは言えません。最も時間外勤務が多い職員の時間数も4月から約4割削減することができました。

また、本庁においても、応援体制を拡充して対応したほか、特に負担が大きい所属には職員の増員を行っております。

保健医療政策課及び感染症対策課では、業務繁忙の状況が続いていることから、10月1日付けで増員を行いました。

保健所の負担軽減のための増員についても、年度途中での職員採用も含め、検討を進めてまいります。

今後も業務の見直しや応援体制の拡充、職員の採用などあらゆる方法によって、職員の負担軽減に努めてまいります。

次に、時間外勤務の縮減に向けた働き方改革と増員の必要性の認識についてでございます。

働き方改革の推進に向けては、今後、ペーパーレス化などデジタル技術を活用して効率化を図る行政プロセスの見直しに取り組みます。

例えば、申請を紙から電子にすると、職員の手入力が省略できたり、結果通知の郵送が不要になるなど一連のプロセスの効率化が期待できます。

また、会議録の作成では、音声認識ソフトを活用することにより、大幅な作業時間の削減が期待できます。

修正済

人事課、職員健康支援課、保健医療政策課、改革推進課

こうした見直しにより、業務の効率化や時間外勤務の削減を図り、職員が能力を最大限に発揮する働き方改革を進め、県民サービス向上につなげてまいります。

また、新たな行政需要や県政の重要課題に重点的に対応できるよう、事業の不断の見直しを図りながら、業務量に応じメリハリをつけた人員配置を行うことも必要です。

今回の新型コロナウイルス感染症対策のように年度途中における業務量の急増につきましては、緊急的な応援体制をとりつつ、必要に応じて年度途中であっても増員をするなど時宜<sup>じぎ</sup>にかなった対応を行ってまいります。

今後も、行政改革の努力をした上で、なお、県民の生命や財産に重大な影響を及ぼす事案等の対応には必要な職員を増員するなど、多様な課題に的確かつ弾力的に対応してまいります。